

平成28年度都道府県単位保険料率の 決定に係る参考資料

平成28年度都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ

- 医療給付費に関する都道府県単位保険料率は、下記の基礎データを用いて算定する(年齢調整及び所得調整を含む)。

- ・ 都道府県支部別・年齢階級別加入者数
- ・ 都道府県支部別医療給付費
- ・ 年齢階級別加入者1人当たり医療給付費
- ・ 都道府県支部別総報酬額

注 ・上記の都道府県支部別・年齢階級別加入者数及び都道府県支部別総報酬額については、平成26年度の実績データを集計したものに、全国計における平成28年度の見込み値の平成26年度の実績値との比率を乗じて算出。
・また、都道府県支部別や年齢階級別の医療給付費については、平成26年度の実績データを集計したもものから、東日本大震災に伴う窓口負担の減免措置に係る影響額(窓口負担減免額及び福島支部の波及増分に係る額(約16.4億円))を控除したうえで、全国計における平成28年度の見込み値との比率を乗じて算出。
・なお、医療給付費については、国庫補助金及び特別の事情に係る額(原子爆弾被爆者に係る医療費、療養担当手当に係る額及び水俣病患者に係る医療費)を控除している。

- 上記のほか、都道府県単位保険料率の算定にあたっては、「法第160条第3項第2号経費」、「同第3号経費」、「特別計上に係る経費」、「平成26年度の都道府県支部別の収支差」も必要となる。
- 「平成26年度の都道府県支部別の収支差」は、平成28年度の都道府県単位保険料率の算定において、平成26年度の都道府県支部ごとの収支における収支差及び平成26年度の都道府県単位保険料率を凍結したことに伴う各支部への準備金取崩し額と本来の総報酬按分による取崩し額との差分について精算するもの。

○ 都道府県支部別・年齢階級別 加入者数(平成28年度見込み)

(百人)

	合計	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
全 国	372,010	19,633	20,386	21,219	22,280	24,701	27,237	30,340	34,452	36,421	30,576	27,832	27,223	27,141	15,543	7,026
1 北 海 道	17,880	822	869	946	1,031	1,122	1,179	1,351	1,611	1,715	1,508	1,453	1,454	1,601	889	329
2 青 森	4,426	205	225	266	292	278	287	342	393	408	376	381	376	340	172	86
3 岩 手	4,291	205	227	253	275	275	283	327	374	371	343	362	378	352	174	91
4 宮 城	7,105	367	382	399	416	466	526	613	669	635	533	529	568	570	299	132
5 秋 田	3,472	152	172	190	212	202	217	263	303	290	273	305	336	314	157	86
6 山 形	3,979	197	215	232	252	258	276	316	347	330	302	334	361	324	154	81
7 福 島	6,598	327	356	392	431	472	498	528	579	551	494	530	559	512	244	125
8 茨 城	6,453	327	350	376	400	438	476	539	601	630	532	479	484	462	240	119
9 栃 木	5,114	261	285	294	297	335	382	430	492	496	402	371	390	376	204	99
10 群 馬	5,978	302	335	361	377	391	408	463	548	596	500	433	438	443	258	125
11 埼 玉	11,638	580	649	683	712	760	792	893	1,085	1,261	1,058	853	786	790	490	245
12 千 葉	8,088	404	429	451	466	526	576	644	749	846	707	594	561	590	369	176
13 東 京	39,980	1,953	1,884	1,870	1,956	2,624	3,332	3,738	4,003	4,167	3,476	2,949	2,705	2,905	1,701	717
14 神 奈 川	13,657	689	733	755	764	834	947	1,101	1,311	1,499	1,253	1,021	908	963	602	278
15 新 潟	8,318	420	447	481	531	545	558	636	746	755	676	652	691	667	341	172
16 富 山	4,068	199	226	246	251	252	264	303	382	417	334	303	304	319	191	78
17 石 川	4,380	236	252	264	270	287	308	339	408	440	345	317	319	318	195	82
18 福 井	2,979	156	170	179	193	201	206	226	261	274	235	233	231	222	130	64
19 山 梨	2,485	126	136	147	163	170	170	185	214	236	213	194	188	182	105	57
20 長 野	6,444	337	367	394	409	423	428	482	585	623	535	487	493	473	274	133
21 岐 阜	7,364	396	434	467	487	485	491	546	655	731	622	568	534	510	293	146
22 静 岡	9,936	511	550	576	601	644	693	772	901	979	837	755	740	739	429	208
23 愛 知	23,533	1,294	1,335	1,370	1,440	1,674	1,813	1,952	2,217	2,447	1,995	1,702	1,526	1,477	871	422
24 三 重	5,018	261	277	292	319	353	364	391	449	486	421	396	367	344	199	100
25 滋 賀	3,535	200	206	213	214	244	265	286	328	340	276	254	248	246	145	66
26 京 都	8,736	465	479	487	503	592	673	727	836	895	723	623	568	584	400	181
27 大 阪	31,868	1,745	1,774	1,818	1,885	2,175	2,439	2,671	3,042	3,355	2,713	2,244	1,988	2,050	1,332	638
28 兵 庫	14,594	780	807	845	891	986	1,080	1,175	1,339	1,468	1,212	1,087	1,017	1,027	612	269
29 和 歌 山	3,170	174	183	187	191	213	230	254	291	310	259	228	212	222	141	73
30 和 歌 山	2,994	153	167	185	204	201	205	224	260	304	268	238	213	194	118	59
31 鳥 取	2,078	111	115	124	131	137	146	167	185	181	155	162	177	166	87	35
32 鳥 取	2,679	146	153	162	171	175	179	203	234	233	196	205	224	222	123	51
33 岡 山	7,242	402	416	434	449	504	556	592	672	702	555	505	514	501	307	132
34 広 島	10,553	583	601	621	646	705	756	828	969	1,062	850	761	764	778	450	180
35 山 口	4,454	230	245	257	274	278	298	339	399	422	349	327	358	380	217	81
36 徳 島	2,716	145	145	154	159	178	203	230	251	250	206	200	212	206	120	56
37 香 川	3,856	211	219	230	234	251	272	306	361	375	297	273	291	290	175	71
38 愛 媛	5,285	293	302	313	333	356	386	429	483	497	410	403	407	381	205	87
39 高 知	2,616	134	143	160	165	162	173	201	249	256	206	202	204	195	116	51
40 福 岡	18,623	1,092	1,071	1,055	1,092	1,249	1,425	1,601	1,750	1,738	1,410	1,315	1,358	1,382	769	316
41 佐 賀	3,031	175	180	188	200	205	216	241	254	247	221	229	246	243	129	58
42 長 崎	4,714	262	268	283	310	312	326	361	397	401	368	388	410	369	181	76
43 熊 本	6,174	363	365	367	381	414	465	511	541	517	467	481	509	464	228	100
44 大 分	4,274	231	242	251	270	274	294	334	378	383	324	324	349	344	197	81
45 宮 崎	4,013	244	247	250	260	255	282	321	354	342	292	310	341	305	152	58
46 鹿 児 島	6,221	383	379	380	393	417	458	514	528	493	456	495	551	478	218	81
47 沖 縄	5,402	386	375	373	377	403	435	445	465	467	392	378	370	321	142	74

・各支部の年齢階級別加入者数の平成26年度実績に、全国計の加入者数の平成28年度見込みとの比率を乗じて算出。

・数値は、年度の平均値。

○ 都道府県支部別 医療給付費(平成28年度見込み)

(百万円)

1 北海道	227,350	25 滋賀	39,514
2 青森	50,907	26 京都	98,805
3 岩手	48,489	27 大阪	372,781
4 宮城	81,336	28 兵庫	168,477
5 秋田	43,507	29 奈良	36,428
6 山形	45,660	30 和歌山	33,972
7 福島	72,864	31 鳥取	23,603
8 茨城	69,245	32 島根	32,106
9 栃木	56,050	33 岡山	85,328
10 群馬	66,402	34 広島	122,660
11 埼玉	126,230	35 山口	54,361
12 千葉	89,428	36 徳島	33,518
13 東京	440,313	37 香川	47,293
14 神奈川	153,885	38 愛媛	60,682
15 新潟	88,764	39 高知	31,279
16 富山	43,832	40 福岡	224,873
17 石川	50,364	41 佐賀	39,262
18 福井	34,141	42 長崎	56,585
19 山梨	28,169	43 熊本	73,284
20 長野	68,448	44 大分	51,521
21 岐阜	81,966	45 宮崎	45,158
22 静岡	108,095	46 鹿児島	72,143
23 愛知	255,141	47 沖縄	57,035
24 三重	54,810	全国計	4,246,063

- ・ 各支部の医療給付費の平成26年度実績から東日本大震災に伴う窓口負担減免措置による窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除した額に、全国計の医療給付費の平成28年度見込みとの比率を乗じて算出。
- ・ 医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額(原爆医療費及び特別療養担当手当等に係る額等)を控除している。

○ 年齢階級別 加入者1人当たり医療給付費(平成28年度見込み)

(円)

計	114,138
0～4歳	173,271
5～9	84,292
10～14	61,270
15～19	49,170
20～24	49,061
25～29	60,782
30～34	69,506
35～39	75,050
40～44	82,635
45～49	101,865
50～54	131,339
55～59	165,345
60～64	212,018
65～69	276,038
70～74	435,133

- ・平成26年度実績における年齢階級別加入者1人当たり医療給付費から、東日本大震災に伴う窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除して得た額に、全年齢階級計の加入者1人当たり医療給付費の平成28年度見込みとの比率を乗じて算出。
- ・医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額(原爆医療費及び特別療養担当手当等に係る額等)を控除している。

○ 都道府県支部別 総報酬額(平成28年度見込み)

(百万円)

1 北海道	3,660,735	25 滋賀	773,934
2 青森	824,596	26 京都	1,964,085
3 岩手	839,130	27 大阪	7,268,949
4 宮城	1,495,400	28 兵庫	3,250,936
5 秋田	650,827	29 奈良	650,815
6 山形	799,580	30 和歌山	607,975
7 福島	1,393,911	31 鳥取	405,013
8 茨城	1,465,473	32 島根	537,688
9 栃木	1,136,336	33 岡山	1,556,132
10 群馬	1,301,268	34 広島	2,291,053
11 埼玉	2,675,469	35 山口	962,250
12 千葉	1,865,266	36 徳島	560,261
13 東京	10,411,249	37 香川	813,223
14 神奈川	3,372,930	38 愛媛	1,066,846
15 新潟	1,733,484	39 高知	536,553
16 富山	936,214	40 福岡	3,891,127
17 石川	974,073	41 佐賀	583,805
18 福井	654,857	42 長崎	911,528
19 山梨	534,545	43 熊本	1,204,493
20 長野	1,383,281	44 大分	836,063
21 岐阜	1,616,797	45 宮崎	758,514
22 静岡	2,282,602	46 鹿児島	1,178,783
23 愛知	5,597,088	47 沖縄	880,290
24 三重	1,128,265	全国計	82,223,691

・平成26年度実績における各支部の総報酬額に、全国計の総報酬額の平成28年度見込みとの比率及び予定保険料納付率約0.994を乗じて算出。

都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データについて(平成28年度見込み)

【支出】

(百万円)

法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費(国庫補助を除く)	4,246,063
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等(国庫補助、日雇拠出金を除く)	372,476
・拠出金等(国庫補助を除く)	3,043,550
・前期高齢者納付金	1,092,184
・後期高齢者支援金	1,828,557
・退職者給付拠出金	122,747
・老人保健拠出金	51
・病床転換支援金	11
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費・一般管理費(国庫補助等を除く)	156,873
・貸付金	275
・雑支出	2,228
・準備金積立て	391,078
*事務経費・雑支出(国)	25,927
合 計	8,238,470

【収入】

保険料収入	
・保険料収入(一般分)	8,222,369
その他収入	
・貸付金返済収入	275
・雑収入	11,796
*日雇特例被保険者保険料収入	3,437
*雑収入等(国)	695
合 計	8,238,573

(注) ・*については、国の予算において計上されるもの。

- ・第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当等に係る額等)を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。
- ・第3号経費及びその他収入において、平成26年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分及び平成26年度の都道府県単位保険料率を凍結したことに伴う精算分は含まれていない。また、第3号経費の業務経費における支部ごとの特別計上分は含まれていない。

共通料率等

共通料率(A + B - C)	4.84 %
A. 第2号都道府県単位保険料率	4.15 %
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.70 %
C. 収入等の率	0.02 %
第1号平均保険料率	5.16 %
計	10.00 %

(注)・共通料率(B)の第3号都道府県単位保険料率及び共通料率(C)の収入等の率には、平成26年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分及び平成26年度の都道府県単位保険料率を凍結したことに伴う精算分は含まれていない。また、共通料率(B)の第3号都道府県単位保険料率には支部ごとの特別計上分が含まれていない。

平成26年度の都道府県支部別の収支差

- 平成28年度の都道府県単位保険料率の算定においては、平成26年度の都道府県支部ごとの収支における収支差及び平成26年度の都道府県単位保険料率を凍結したことに伴う各支部への準備金取崩し額と本来の総報酬按分による取崩し額との差分について精算する必要がある。当該精算額の数値がプラスの場合は収入の「その他収入」に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出の「第3号経費」に加算する。

(百万円)

1 北海道	1,241	25 滋賀	▲162
2 青森	178	26 京都	▲391
3 岩手	▲204	27 大阪	1,549
4 宮城	387	28 兵庫	▲787
5 秋田	▲135	29 奈良	187
6 山形	▲290	30 和歌山	85
7 福島	223	31 鳥取	▲4
8 茨城	▲341	32 島根	▲212
9 栃木	▲260	33 岡山	▲56
10 群馬	▲228	34 広島	119
11 埼玉	▲233	35 山口	▲399
12 千葉	▲533	36 徳島	▲106
13 東京	▲1,081	37 香川	33
14 神奈川	▲138	38 愛媛	103
15 新潟	153	39 高知	▲54
16 富山	107	40 福岡	1,899
17 石川	186	41 佐賀	▲146
18 福井	279	42 長崎	▲33
19 山梨	▲264	43 熊本	134
20 長野	▲975	44 大分	405
21 岐阜	319	45 宮崎	159
22 静岡	▲459	46 鹿児島	14
23 愛知	▲815	47 沖縄	690
24 三重	▲144	全国計	0

平成28年度 業務経費に係る特別計上分経費（確定版）

(単位:千円)

	その他の保健事業	支部独自の サービス向上の 取組み (広報・意見発信を含む)	医療費適正化対策	計
01北海道	0	0	3,618	3,618
02青森	0	0	0	0
03岩手	0	273	4,914	5,187
04宮城	0	27	7,904	7,931
05秋田	0	3,311	0	3,311
06山形	250	294	228	772
07福島	0	2,402	0	2,402
08茨城	0	0	0	0
09栃木	0	945	0	945
10群馬	0	889	582	1,471
11埼玉	0	0	0	0
12千葉	0	0	0	0
13東京	0	30,968	0	30,968
14神奈川	0	0	0	0
15新潟	0	0	0	0
16富山	0	0	0	0
17石川	0	0	0	0
18福井	290	1,667	0	1,957
19山梨	178	1,167	1,120	2,465
20長野	0	0	0	0
21岐阜	0	0	0	0
22静岡	0	0	2,037	2,037
23愛知	0	19,044	2,360	21,404
24三重	0	0	0	0

(単位:千円)

	その他の保健事業	支部独自の サービス向上の 取組み (広報・意見発信を含む)	医療費適正化対策	計
25滋賀	0	1,531	810	2,341
26京都	0	0	0	0
27大阪	0	0	2,303	2,303
28兵庫	0	0	0	0
29奈良	0	0	0	0
30和歌山	0	0	257	257
31鳥取	1,347	5,035	0	6,382
32島根	2,871	0	0	2,871
33岡山	0	0	0	0
34広島	0	310	260	570
35山口	0	0	0	0
36徳島	0	0	0	0
37香川	0	0	0	0
38愛媛	0	0	0	0
39高知	0	0	0	0
40福岡	0	0	0	0
41佐賀	0	0	0	0
42長崎	0	0	0	0
43熊本	0	0	0	0
44大分	2,536	1,049	0	3,585
45宮崎	0	188	80	268
46鹿児島	0	0	0	0
47沖縄	0	0	0	0
合計	7,472	69,100	26,473	103,045

平成28年度都道府県単位保険料率の算定について

(単位: %)

	医療給付費に ついての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費に ついての調整後の 保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a+b+4.84)	保険料率 (激変緩和措置後) (精算・特別計上等除く) (c)	保険料率 (激変緩和措置後) (精算・特別計上等含む) (c+α)
		年齢調整	所得調整				
全 国	5.16	—	—	5.16	10.00	10.00	10.00
1 北 海 道	6.21	▲ 0.22	▲ 0.41	5.58	10.42	10.18	10.15
2 青 森	6.17	▲ 0.07	▲ 0.96	5.15	9.98	9.99	9.97
3 岩 手	5.78	▲ 0.16	▲ 0.67	4.95	9.78	9.90	9.93
4 宮 城	5.44	▲ 0.05	▲ 0.26	5.13	9.96	9.98	9.96
5 秋 田	6.68	▲ 0.39	▲ 0.92	5.37	10.21	10.09	10.11
6 山 形	5.71	▲ 0.12	▲ 0.52	5.07	9.91	9.96	10.00
7 福 島	5.23	▲ 0.00	▲ 0.24	4.98	9.82	9.92	9.90
8 茨 城	4.73	0.06	0.14	4.93	9.76	9.90	9.92
9 栃 木	4.93	0.01	0.03	4.97	9.81	9.92	9.94
10 群 馬	5.10	▲ 0.04	▲ 0.08	4.98	9.82	9.92	9.94
11 埼 玉	4.72	0.01	0.20	4.93	9.77	9.90	9.91
12 千 葉	4.79	▲ 0.06	0.22	4.95	9.78	9.90	9.93
13 東 京	4.23	0.03	0.78	5.04	9.88	9.95	9.96
14 神 奈 川	4.56	▲ 0.02	0.54	5.09	9.92	9.97	9.97
15 新 潟	5.12	▲ 0.11	▲ 0.31	4.70	9.53	9.80	9.79
16 富 山	4.68	▲ 0.08	0.20	4.81	9.64	9.84	9.83
17 石 川	5.17	▲ 0.02	0.03	5.18	10.02	10.01	9.99
18 福 井	5.21	▲ 0.08	▲ 0.03	5.10	9.94	9.97	9.93
19 山 梨	5.27	▲ 0.08	▲ 0.14	5.05	9.88	9.95	10.00
20 長 野	4.95	▲ 0.06	▲ 0.15	4.74	9.57	9.81	9.88
21 岐 阜	5.07	0.02	▲ 0.03	5.05	9.89	9.95	9.93
22 静 岡	4.74	▲ 0.06	0.20	4.87	9.71	9.87	9.89
23 愛 知	4.56	0.15	0.36	5.07	9.91	9.96	9.97
24 三 重	4.86	0.03	0.09	4.98	9.81	9.92	9.93
25 滋 賀	5.11	0.04	▲ 0.05	5.10	9.94	9.97	9.99
26 京 都	5.03	0.01	0.09	5.13	9.96	9.98	10.00
27 大 阪	5.13	0.08	0.16	5.37	10.20	10.09	10.07
28 兵 庫	5.18	0.04	0.04	5.26	10.09	10.04	10.07
29 奈 良	5.60	▲ 0.05	▲ 0.39	5.15	9.99	9.99	9.97
30 和 歌 山	5.59	0.07	▲ 0.46	5.20	10.03	10.01	10.00
31 鳥 取	5.83	▲ 0.06	▲ 0.69	5.07	9.91	9.96	9.96
32 島 根	5.97	▲ 0.16	▲ 0.52	5.29	10.12	10.05	10.09
33 岡 山	5.48	0.06	▲ 0.15	5.39	10.23	10.10	10.10
34 広 島	5.35	0.02	▲ 0.09	5.28	10.11	10.05	10.04
35 山 口	5.65	▲ 0.15	▲ 0.12	5.38	10.21	10.09	10.13
36 徳 島	5.98	▲ 0.09	▲ 0.37	5.53	10.36	10.16	10.18
37 香 川	5.82	▲ 0.05	▲ 0.25	5.52	10.36	10.16	10.15
38 愛 媛	5.69	0.06	▲ 0.49	5.26	10.09	10.04	10.03
39 高 知	5.83	▲ 0.06	▲ 0.40	5.37	10.20	10.09	10.10
40 福 岡	5.78	0.03	▲ 0.30	5.51	10.34	10.15	10.10
41 佐 賀	6.73	▲ 0.10	▲ 0.76	5.87	10.70	10.31	10.33
42 長 崎	6.21	▲ 0.04	▲ 0.74	5.43	10.27	10.12	10.12
43 熊 本	6.08	0.02	▲ 0.69	5.42	10.25	10.11	10.10
44 大 分	6.16	▲ 0.14	▲ 0.67	5.36	10.19	10.08	10.04
45 宮 崎	5.95	0.02	▲ 0.87	5.09	9.93	9.97	9.95
46 鹿 児 島	6.12	0.05	▲ 0.86	5.31	10.14	10.06	10.06
47 沖 縄	6.48	0.41	▲ 1.84	5.05	9.88	9.95	9.87

(注)・所要保険料率は、医療給付費についての調整後の所要保険料率に、傷病手当金等の現金給付費(0.45%)、後期高齢者支援金等(3.70%)、保健事業費等(0.70%)、その他収入(▲0.02%)に係る合計の保険料率(4.84%)を加算したものである。
 ・保険料率(c)は、激変緩和措置として、当該支部の医療給付費についての調整後の保険料率の全国計との差が10分の4.4となるよう調整した上で、全国一律の保険料率4.84%を加算したものである。
 ・保険料率(c+α)は、保険料率(c)には含まれていない、平成26年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分、平成26年度の都道府県単位保険料率を凍結したことに伴う精算分及び支部ごとの特別計上分を含めて算定したものである。

都道府県単位保険料率の決定に関する関係条文

保険料率の変更に関する法律上の手続

◎健康保険法

第160条（略）

2（略）

3 都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

一～三（略）

4・5（略）

6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更についての意見の申出を行うものとする。

8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

9 厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

10～13（略）

14 特定保険料率は、各年度において保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額及び後期高齢者支援金等の額（協会が管掌する健康保険及び日雇特例被保険者の保険においては、その額から第153条及び第154条の規定による国庫補助額を控除した額）の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

15 基本保険料率は、一般保険料率から特定保険料率を控除した率を基準として、保険者が定める。

16 介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額（協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第二項の規定による国庫補助額を控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

17 協会は、第14項及び第15項の規定により基本保険料率及び特定保険料率を定め、又は前項の規定により介護保険料率を定めたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

激変緩和率による保険料率の調整

◎平成18年健康保険法等改正法

附則

第31条 平成20年10月改正健保法第160条第3項の規定に基づき算定した都道府県単位保険料率のうち、第4条の規定の施行の日の前日における旧政管健保の一般保険料率との率の差が政令で定める基準を上回るものがある場合においては、同項の規定にかかわらず、協会は、成立の日から平成32年3月31日までの間に限り、政令で定めるところにより、都道府県単位保険料率の調整を行い、運営委員会の議を経て、当該算定した都道府県単位保険料率とは異なる都道府県単位保険料率を定めるものとする。

定款変更に関する法律上の手続

◎健康保険法

第7条の6 協会は、定款をもって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～九（略）

十 その他組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定める事項

2 前項の定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 協会は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 協会は、定款の変更について第2項の認可を受けたとき、又は同項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

第7条の19 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、運営委員会の議を経なければならない。

一 定款の変更

二 第7条の22第2項に規定する運営規則の変更

三 協会の毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

四 重要な財産の処分又は重大な債務の負担

五 第7条の35第2項に規定する役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準の変更

六 その他協会の組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定めるもの

2・3（略）

◎健康保険法施行規則

第2条の2 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「法」という。）第7条の6 第1項第10号の厚生労働省令で定める事項は、保険料に関する事項とする。